

新潟県行財政アドバイザー設置要綱

（目的）

第1条 新潟県行財政基本方針に基づく堅実な行財政運営を進めていくため、専門的、客観的な観点から意見及び助言を頂くため、新潟県行財政アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（役割）

第2条 アドバイザーは県の求めに応じ、行財政運営に係る個別の内容等について意見及び助言を行う。

（構成）

第3条 アドバイザーは別表のとおりとする。

（任期）

第4条 アドバイザーの任期は就任の日からその日の属する年度の末日までとする。
ただし、必要に応じて更新することができる。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は新潟県総務部財政課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
内山 智絵	公認会計士
小黒 一正	法政大学経済学部 教授
齊藤 由里恵	中京大学経済学部 准教授
古市 将人	中央大学経済学部 准教授
吉田 至夫	(株)新潟クボタ 代表取締役会長
渡部 賢一	TMI 総合法律事務所 顧問